

平成28年度

# 学校防災管理マニュアル

鳴門市鳴門中学校

# 地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(生徒が在校時の津波を想定)

## 緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より  
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒に連絡する。

- ・教室等の出入り口を確保する。
  - ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」
- 児童生徒・東部を保護する準備(ヘルメット、防災ずきん、座布団等)・机の下にもぐる

## 地震発生(震度5以上を想定)

震度5以上

- ・大きな声での確かな指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かさない」
- ・支援を要する生徒等への対応には十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れが収まったら避難開始

## STEP 1 児童生徒等の安全確保

**校内放送・ハンドマイク** 「地震が発生しました。津波の恐れがあります。生徒のみなさんは先生の指示に従い運動場に避難しなさい。」

## 津波発生

第1波		最大波(第〇波)		1次避難場所	運動場
45分	3m	分	4, 5m	2次避難場所	トムソーヤの丘

## STEP 2 避難

- ・即座に、運動場に上履きのまま全校避難する。
- ・教職員は大きな声での確かに指示し、避難誘導負傷者搬送を行う。
- ・授業者は、出席簿・職員室にいる教職員は、生徒名簿・携帯ラジオを携帯する。
- ・運動場が危険と判断される場合は、校舎裏の高台へ避難する。

## STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・生徒の安否確認をする
- ・負傷者の確認と応急処置をする
- ・情報収集を確実にを行い、津波の恐れがなくなるまで待機する。

## STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・大津波警報や津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから下校。
- ・学校が津波により使用できない場合は、校舎裏高台で待機
- ・緊急を要する生徒等の病院への搬送や保護者への連絡
- ・生徒の不安への対処
- ・警察、消防、医療機関、教育委員会への連絡
- ・情報収集
- ・マスコミ等及び保護者への対応(対応窓口の一本化)
- ・学校が使用できる場合は学校へ移動

## STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・保護者へ次の3点を連絡(電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送)
- ①児童生徒等は全員無事、トムソーヤの丘へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒は待機させる
- ③解除後、下校させるので迎えに来て下さい。(危険な場合は無理をしない)



エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
生徒名簿	職員室	各学年主任
ラジオ	職員室	教頭or教務主任
携帯電話	各教職員	各教職員
防災マニュアル	職員室	校長・教頭・学年主任
トランシーバー	職員室	教頭・安全主任

※非常用持ち出し袋の中身(エ)

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

鳴門市教育委員会	088-686-8801		kyoikusomu@city.naruto.lgjp	
鳴門市災害対策本部	088-684-1330			
鳴門消防署	088-684-1334			
鳴門病院	088-683-0011	088-683-1860		
鳴門警察署	088-685-0110			
高島駐在所	088-687-1155			
土佐泊駐在所	088-687-0210			
高島公民館	088-687-1528			

カ 保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報・津波警報が解除されている</li> <li>・通学路の安全が確保されている (東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行をしている。</li> </ul>
生徒を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機  引き渡し場所:学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波注意報・津波注意報が発令中である</li> <li>・通学路の安全が確保されていない (東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行できていない</li> <li>・校舎の被害が少なく、校舎が安全に使用できる</li> </ul>
生徒を避難所に待機させる  引き渡し場所:避難場所 【高台(トムソーヤの丘)・鳴門教育大】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報・津波警報が発令中である</li> <li>・通学路の安全が確保されていない (東小学校校区の海岸線・ウチノ海線 など)</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行できていない</li> <li>・液状化などにより、校舎が被害をうけ、運行に支障がでている</li> </ul>

(イ) 地震・津波が発生した際、生徒を引き渡す際の保護者への連絡方法  
 (電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名: 校長		担当者氏名: 各学級担任	
連絡方法 ・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による電話連絡</li> <li>・マチcomiメールによる一斉送信</li> <li>・災害伝言ダイヤルの活用</li> </ul>		
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害掲示板に掲示する</li> <li>・保護者が迎えに来るまで、児童生徒は学校に待機させる。</li> </ul>		

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者: 校長		担当者: 各学級担任	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の確認(生徒の氏名確認・生年月日・続柄を確認する)</li> <li>・生徒名簿に引き取りに来た保護者の署名をしてもらう</li> <li>・生徒により保護者であるかどうかを確認させる</li> <li>・通学路の安全が確認された場合に引き渡す。</li> </ul> <p>(大津波警報・津波警報発令中は保護者もいっしょに待機してもらうよう促す。)</p>			

キ 生徒が在校時以外の対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅になど安全な場所に待機するよう連絡をする。</li> <li>・職員を手分けして通学途中の生徒に連絡</li> <li>・早く登校した生徒や学校の方が安全だと思われる生徒は学校で待機させる。</li> <li>・関係諸機関に連絡</li> </ul>
学校外の諸活動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動をしている地域の方々に聞き、安全な場所に待機させる</li> <li>・学校(校長)と連絡を取り、適切な対処法を協議する。</li> <li>・安全確保を最優先させ、待機させる。</li> </ul>
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網・マチcomiメールを利用して自宅や近くの避難所に待機するよう連絡をする。</li> <li>・職員が手分けをして校区内を巡視</li> <li>・学校が避難所になることを想定して準備を行う。</li> </ul>



